

高付加価値旅行者層向け滞在価値創出事業  
体験コンテンツ造成・磨き上げ支援プログラム

【公募要領】

(受付期間)

7月21日(金)から8月10日(木)17時まで

- ◇ 申請書類は、三重県ホームページより取得してご提出ください。  
やむを得ない理由により申込書の取得が困難な場合には、事前に事務局まで  
ご相談ください。
- ◇ 当プログラムは、国内外の高付加価値層向けのコンテンツ造成・磨き上げに関する  
伴走支援となります。

(当事業のお問い合わせ先)

- ◇ 高付加価値旅行者層向け滞在価値創出事業事務局  
(株)JTB グローバルマーケティング&トラベル 西日本インバウンド事業部 営業開発課内)  
加納、小形(おがた)

**e\_kai227@gmt.jtb.jp**

- ◇ 事務局の対応時間は平日9:30~17:30(土日祝日を除く)となります。  
ご不明な点があればお問い合わせください。

令和5年7月  
みえ観光の産業化推進委員会  
(株)JTB グローバルマーケティング&トラベル

## 【目次】

### I. 本事業の目的と内容

1. 本事業の目的……………3

2. 本事業の流れ……………3

### II. 参加事業者及び支援内容

1. 参加事業者の要件……………3

2. 支援内容……………3

III. 申請手続……………4

IV. 採択事業者の選定……………5

## I. 事業の目的と内容

### 1. 本事業の目的

観光消費を押し上げ、上質で持続可能な観光地づくりを進めるためには、高付加価値旅行者層のニーズに対応できる滞在価値を創出していくことが求められています。特に、高付加価値インバウンドの誘致においては、サステナブルをベースにしたコンテンツの充実が重要です。本業務では、高付加価値旅行者層が求めるコンテンツの造成や、商品化に向けたプロセスを伴走支援することにより、本県が高付加価値旅行者層に選ばれる観光地としてのブランディングの強化につなげることを目的としています。

### 2. 本事業の流れ

- (1) 本事業への参加を希望する事業者は、申込書を記入の上、電子メールにより事務局まで提出してください。
- (2) 提出書類に基づき、有識者を含む選定委員会にて審査を行った上で、事務局より結果を通知します。
- (3) 採択された事業者以下Ⅱ-2. の支援を実施します。

7月 21 日(金)	公募開始
7月 28 日(金)	事業説明会／セミナーの締切
8月 2 日(水)～4 日(金)	現地事業説明会／セミナー
8月 10 日(木)	事業への応募締切
8月 22 日(火)	選定会議
8月 24 日(木)	採択事業者の決定通知
8月下旬～12月	体験コンテンツの造成支援&映像制作開始

※体験期間の季節性や設定日数、テーマ等を考慮の上、支援するコンテンツを選定します。なお、支援する全てのコンテンツの販売が確約されるわけではありません。

## Ⅱ. 参加事業者の要件及び支援内容

### 1. 参加事業者の要件

以下の要件を全て満たす者を参加事業者とします。

- ・ 「三重でしかできない」「特別感のある」「サステナブルツーリズムに関連した」体験コンテンツの提供を目指す事業者であること。
- ・ 県内の地方公共団体、県内の観光地域づくり法人(DMO)、県内の観光協会、民間事業者(個人事業者を含む)であること。
- ・ 完成した体験コンテンツを次年度以降も自発的にブラッシュアップしながら、継続的に運営、販売を実施していく意欲があること。
- ・ 8月2日～4日に各地で行われる、本事業説明会・セミナーへ参加していること。または録画した本事業説明会・セミナーの動画を視聴していること。

### 2. 支援内容

- ① 自然資源、観光資源、食、産業・ものづくり等を活用した体験コンテンツの造成に係る

## 人的支援

以下について、伴走型のアドバイスを実施します。

- ・体験コンテンツの背景にあるストーリーとそれを感じる魅力的なプログラムづくり
- ・地域資源の価値とマーケットニーズを勘案した体験内容
- ・マーケット目線での商品価値を考慮した料金設定
- ・自走可能な体制構築に向けたアドバイス 等

### ② プロモーションに係る支援

- ・国内ランドオペレーター、海外旅行会社向けのウェブサイトでの情報発信

### ③ 体験コンテンツの造成・磨き上げに必要となる備品や消耗品等の購入支援

- ・1コンテンツあたり20万円を上限とします。

※上記①～③にかかる経費はすべて当事業にて負担します。

但し、事業者独自の判断によって行った開発やプロモーションなどに関わる費用はこの限りではありません。

※観光庁が実施する体験コンテンツ造成事業との併用が可能です。

※三重県が実施する他の観光コンテンツ造成事業との重複したコンテンツの応募はできません。

## Ⅲ. 申請手続

申請者は、締切日までに必要な書類を全て揃え、電子メールにより事務局まで提出してください。申請書類の受付期間、申請先メールアドレス等は、以下のとおりです。

### (1) 申請書類の受付期間

令和5年7月21日(金)から令和5年8月10日(木)17時まで

### (2) 申請先メールアドレス e\_kai227@gmt.jtb.jp

※申請後、事務局より送信アドレスへ申請受付メールをお送りします。

万一届かない場合は、下記へご連絡ください。

(株)JTB グローバルマーケティング&トラベル 西日本インバウンド事業部 営業開発課 加納、小形(おがた) TEL:075-371-7804(平日9時30分から17時30分まで)
--

### (3) 申請に求めるポイント

- ・ 「三重でしかできない」、「特別感のある」、体験コンテンツになり得る可能性があること。
- ・ 周辺地域の他のコンテンツや受入環境整備も踏まえて、総合的に旅行商品として販売できるコンテンツになることが見込まれること。
- ・ サステイナブルツーリズムの視点を取り入れていること。
- ・ 造成したコンテンツについては、令和6年度以降も販売を継続すること。

#### (4)提出書類

三重県ホームページより取得して提出ください。

提出書類名	様式名	形式
申請書	様式1	Excel
新規体験コンテンツ概要	様式2	Excel

#### (5)留意点

- ・ 提出書類に虚偽の記載を行った場合は、申請を無効とします。
- ・ 提出書類に記載する文言や掲載する写真は公表可能なものを使用してください。
- ・ 提出書類は、「みえ観光の産業化推進委員会情報公開規程」に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・ 提出された提案書の内容について、ヒアリングを実施することがあります。
- ・ 本契約により制作された映像など、制作物の著作権はみえ観光の産業化推進委員会に帰属することとします。

### IV. 採択事業者の選定

#### (1)選定本数

三重県全域において 20 本程度

#### (2)選定方法

有識者を含む委員会において、「(4)選定の観点」に基づいて総合的に評価を行った上で、選定を行います。

#### (3)選定委員会の構成

事務局が選定した全国の売れるコンテンツを知る有識者とみえ観光の産業化推進委員会による選定委員会を構成します。

#### (4)選定の観点

提出された書類を、以下の観点から審査します。

なお、評価基準の配点等の質問に関するお答えはできません。

- ① 事業目的との整合性
- ② 独自性(提案内容に独自性があり、説得力があるか)
- ③ 具体性・計画性(提案内容に自走に向けた具体性や計画性があるか)
- ④ 実施体制・持続性(次年度以降も実施可能な実施体制・持続性があるか)
- ⑤ 収益性(旅行者がお金を払う価値がある商品になる要素があるか)

※合わせて地域性、テーマ性を考慮して、選定します。

#### (5)選定結果の決定及び通知

- ・ 採択する案件の決定後、8月 24 日(木)を目途に申請者に対して結果の通知を行います。
- ・ 個別の審査結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

以上